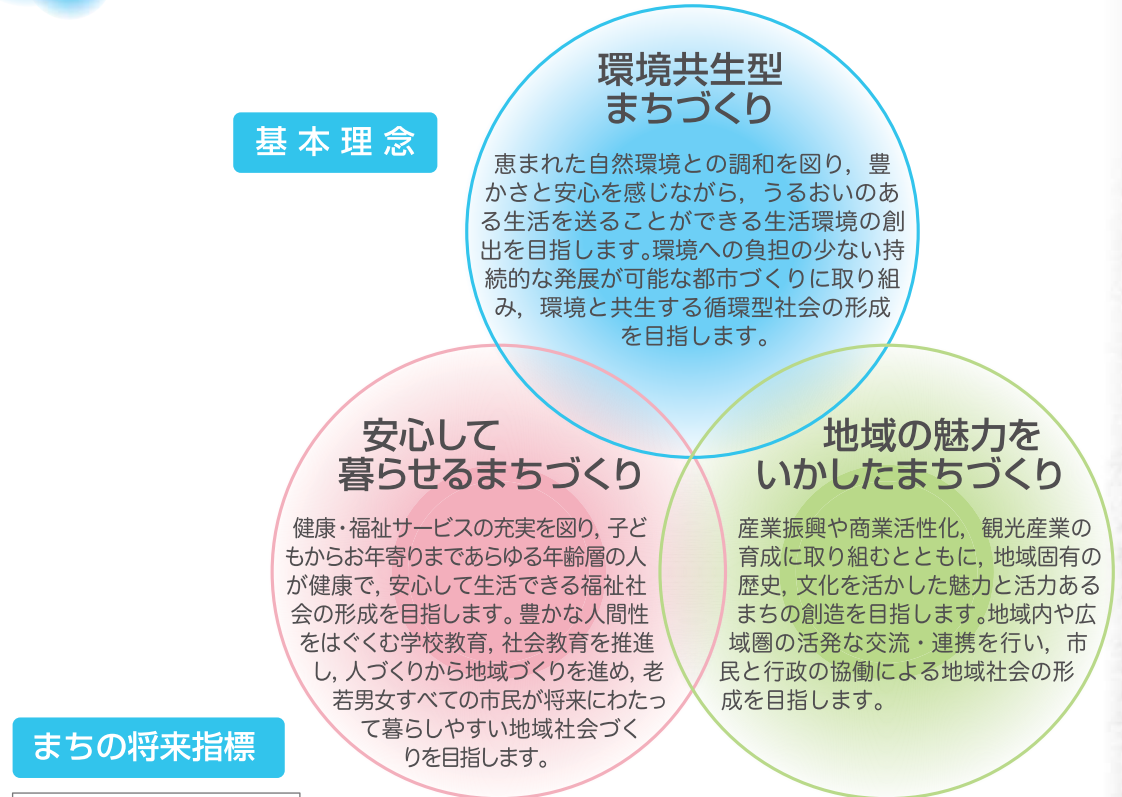


基本構想の概要



まちの将来指標

■人口・世帯の見通し
平成29年における総人口を約47,200人、総世帯数を約16,700世帯と設定します。

■産業別就業者数の見通し
就業者数については、平成29年には約22,600人になると見込まれます。



まちの将来像

活力に満ちた
うるおいとやすらぎのまち



つくばみらい市民憲章 平成 18 年 11 月 1 日制定

わたしたちは、豊かな自然環境に恵まれた郷土を愛し、ふるさとの誇れる歴史と伝統文化を受け継ぎ、世界に羽ばたく住みよいつくばみらい市をみんなで作るために、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、人にやさしい、緑ゆたかな美しいまちをつくりましょう
- 1 教養を深め、歴史と文化のかおり高いまちをつくりましょう
- 1 豊かな心を育て、体をきたえ、健康で明るいまちをつくりましょう
- 1 若い力をはぐくみ、働く喜びをもち、活力に満ちたまちをつくりましょう
- 1 地域活動に参加し、心のかよいあう、生きがいのあるまちをつくりましょう

市の花・木・鳥 平成 18 年 11 月 1 日制定

●市の花…なのはな
早春のおだやかな日差しを浴びて、小貝川沿い一面を黄色に染める様は、人に元気を与え、明るく未来にのびるつくばみらい市にふさわしい花である。

●市の木…さくら
身近な樹木で、特に福岡庵の桜並木は、「茨城百景」にも選ばれており、美しく咲く風景は人の心を和ませる力があり、自然豊かなつくばみらい市にふさわしい木である。

●市の鳥…ひばり
天高く元気にさえずる姿は、のどかな中にも明日への夢と希望をふくらませる力強さがあり、発展・躍進するつくばみらい市にふさわしい鳥である。

つくばみらい市 総合計画
新基本計画 ダイジェスト版
[平成 24～29 年度]

発行 平成24年3月
発行者 つくばみらい市
編集 つくばみらい市市長公室企画課
〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田195番地(伊奈庁舎)
TEL 0297-58-2111(代表) FAX 0297-58-5611
<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>



つくばみらい市総合計画

新基本計画
[平成24年度～平成29年度]

ダイジェスト版

“みらい”を担う子どもたちに
誇れるまちに向けて



はじめに

平成18年3月27日に伊奈町と谷和原村が合併し誕生したつくばみらい市は、平成20年3月に新たなまちづくりの指針となる「つくばみらい市総合計画」を策定し、「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」を目指し、市政の発展に取り組んでまいりました。

本市の人口につきましては、合併当初41,000人でありましたが、現在では46,000人となり、着実に増加しております。しかしながら、本市を取り巻く状況は、合併という地方自治体の基本的な枠組みの変化に加え、地方分権による権限の移譲、少子高齢化の急速な進行、高度情報化社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、住民ニーズの多様化、経済情勢の悪化、さらには、平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、これまでに経験したことのないさまざまな課題に直面しております。

これらの課題に的確に対応し、市の持つポテンシャルを最大限に引き出すまちづくりを進め、市民・事業者・行政が知恵と力を出し合い、綿密な連携を図り、さまざまな行政課題に積極・果敢に取り組んでいく必要があります。そこで、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況等を勘案した上で、平成24年度から平成29年度までの6年間で計画期間として、市民と行政が協働してまちづくりを進める行動計画「つくばみらい市総合計画新基本計画」を策定いたしました。

今後この新基本計画の施策目標を『“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて』と掲げ、横断的にまとめた施策・事業を重点施策とし、実現性と実効性のある事業を重点的に展開してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、市民アンケートや懇談会などで貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様や各団体の皆様、並びに熱意を持ってご審議いただきました総合計画審議委員の皆様、市議会議員の皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

つくばみらい市長 片庭正雄

総合計画とは

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層の計画で構成されます。

政策 → 基本構想
施策 → 基本計画
事業 → 実施計画

基本構想

本市の行政を総合的かつ計画的に運営するために、本市の将来像と目標を明らかにするものです。10カ年の長期を見通します。

基本計画

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
基本構想	→									
基本計画					→					
実施計画								→		

実施計画

基本計画に示した施策に対応する事業の具体的な計画です。財政状況、事業の進捗よく状況等を判断しながら3年ごとの計画とし、毎年度更新するものとします。

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
基本構想	→									
基本計画					→					
実施計画								→		

“みらい”を担う 子どもたちに 誇れるまちに 向けて

ようこそ!

“みらい”のまちへ

行きたくなる、住みたくなる
まちをつくろう

いいよね!

生活便利な
“みらい”のまちへ

子どもも大人も高齢者もうれしい、
誰もが便利に感じるまちを
つくろう

重点施策

希望があるね!

明るい“みらい”に
投資するまちへ

子どもから高齢者まで希望の
持てる、みんなを大切にした
まちをつくろう

安心だね!

量より質を重視した
“みらい”のまちへ

ハード・ソフト両方が安心な
持続可能なまちをつくろう

本市の恵まれた水辺環境、優良な田園地帯など、あたたかい心が通じ合う暮らしがある豊かな住環境を活かしながら、この豊かな環境を守り、後世に残しつつ、首都圏及び全国のさまざまなニーズや時代のニーズをいち早く察知し、市の持つポテンシャルを最大限に引き出すまちづくりを進めなければなりません。

そのため、新基本計画において展開する施策・事業を横断的にまとめ、平成24年度からの6ヶ年間で重点的に行う施策を「“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて」のキャッチフレーズのもと、重点施策として位置付け、今後は、重点施策に位置付けられた内容に該当する事業について、重点的に展開していきます。

まちづくりの基本計画

第1章 みんなを結ぶ“みらい”のまち

都市基盤の整備

つくばエクスプレス沿線開発による新たなまち開きを機会に、新たに生まれる交流や価値を創造し、多彩な魅力に出会える都市を目指します。

第1節 計画的な土地利用の推進 【適切な土地利用の誘導】 ■都市構造の構築 ■地籍調査の実施 【計画的な市街地の整備】 ■活力あるまちづくりの推進	第2節 道路の整備 【広域交通道路網の整備促進】 ■市道等の整備 ■魅力ある道路環境の整備 ■適切な道路の維持管理	第3節 公共交通の整備 【公共交通体系の構築】 ■広域公共交通の充実 【交通空白地域対策】 ■公共交通システムの再編	第4節 交流拠点・地域拠点の整備 【交流拠点の整備】 ■みらい平駅周辺市街地の整備 ■小絹駅周辺市街地の整備 ■整備効果の地域全体への波及 【拠点間の連携と波及】 ■交流拠点と地域拠点の連携 ■整備効果の地域全体への波及	第5節 河川等の整備 【河川・水路等の整備促進】 ■河川の保全・整備 ■水路等の維持管理 【河川環境の保全・活用】 ■河川美化・浄化の推進	第6節 情報通信基盤の整備 【情報環境の整備】 ■地域情報化の推進 ■電子自治体の推進
---	--	---	--	---	---

※引き続き道路整備を進めるとともに、新規施策として、「(仮称)つくばみらい市歩道整備計画の策定」、「スマートIC設置の検討」、「デマンド交通」を含めた公共交通システムの構築を追加しました。

第4章 個性きらめく学び合いのまち

教育・文化・スポーツの振興

市民一人ひとりが、それぞれの持つ可能性や能力を伸ばし、また発揮しながら、生涯を通じて豊かな人間性をはぐくむことができるまちを目指します。

第1節 就学前教育 【幼児教育の充実】 ■地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり ■教育内容の充実 【幼児教育環境の充実】 ■幼児教育の統括運営 ■相談・指導の充実	第2節 義務教育 【教育内容の充実】 ■豊かな感性と学力の向上 ■特別支援教育の充実 ■安心して学べる環境づくり ■教職員の資質向上 【教育環境の充実】 ■学校教育の統括運営 ■学校施設の整備	第3節 大学等高等教育 【高等教育機関の誘致】 ■誘致活動の推進	第4節 生涯学習 【生涯学習環境の充実・整備】 ■生涯学習事業の充実 ■学習拠点の充実・整備 ■図書館事業の充実	第5節 スポーツ・レクリエーション 【スポーツ・レクリエーション活動の推進】 ■スポーツ・レクリエーション活動の充実 ■スポーツ・レクリエーション施設の充実・強化 ■利用しやすい環境整備	第6節 文化振興 【文化・芸術団体の育成と活動の促進】 ■文化・芸術団体の育成 ■文化・芸術活動の促進 ■文化継承活動の支援 【文化財・文化遺産の保全と活用】 ■文化財保護の推進 ■埋蔵文化財発掘体制の整備 ■埋蔵文化財収集・保存体制の充実	第7節 青少年の育成 【青少年健全育成事業の推進及び体制の充実】 ■青少年育成体制の強化
--	---	---	---	--	---	---

※学校の耐震化や生涯学習の充実を進めるとともに、新規及び重点施策として、みらいを担う人材育成のための「小中一貫教育の導入」を追加しました。

第2章 うるおいのある快適で安心なまち

生活環境の整備

自然環境の保全と地域資源の活用による、安心して定住できるまちを目指します。

第1節 環境に配慮したまちづくり 【環境行政の総合的推進】 ■環境基本計画の展開 ■地球温暖化対策の推進 ■良好な景観形成の推進 【自然環境の保全・整備】 ■地域環境の保全	第2節 公園・緑地の整備 【公園整備と緑化の推進】 ■整備・維持管理 ■緑の保全・創出	第3節 消防・防災対策 【消防体制の充実】 ■消防・救急の充実 ■消防水利の整備 ■消防団の充実 ■火災予防の推進	第4節 防犯・交通安全対策 【防犯対策の充実】 ■防犯活動の充実 ■防犯施設の充実 【交通安全対策の充実】 ■交通安全意識の高揚 ■防犯環境の整備	第5節 上水道の整備 【上水道施設の整備】 ■上水道施設の充実	第6節 公共下水道・農業集落排水施設等の整備 【公共下水道の整備】 ■公共下水道計画の推進 ■維持管理体制の充実 【合併処理浄化槽の設置促進】 ■推進体制の充実	第7節 ごみ処理対策 【循環型社会の構築】 ■計画的なごみ処理の推進 ■リサイクルの推進 ■ごみ減量化対策の充実	第8節 住宅環境対策 【居住環境の整備】 ■住環境づくりの総合的な推進 ■良好な住環境の誘導
---	---	---	--	--	--	---	--

※環境に配慮したまちづくりを進めるとともに、特に消防・防災対策では、東日本大震災を受けた内容に変更しました。

第5章 活力ある産業を育てるまち

産業の振興

農業・工業・商業など多彩な産業の持続的成長を図るとともに、次代につながる人材・技術・産品・サービス等を創出し、活力あるまちを目指します。

第1節 農業 【農業生産基盤の整備】 ■農用地の保全と活用 ■農機具整備の充実 ■かんがい排水整備の充実 【生産体制の充実】 ■農業生産組織の育成 ■品質向上及び生産効率化への取組支援 【担い手の育成・確保】 ■多様な担い手の育成・支援	第2節 工業 【新たな拠点の形成】 ■企業誘致の促進 ■工業専用地域の拡大 【雇用環境の創出・整備】 ■地元雇用の促進	第3節 情報・メディア産業 【産業基盤の整備】 ■基盤整備の促進 ■企業誘致活動の推進	第4節 商業 【商業環境の充実】 ■中小規模商店の育成・支援 ■商工団体・商工会の支援 【商業施設の誘致】 ■誘致活動の推進 【消費生活の安定】 ■消費生活の向上	第5節 観光 【観光資源の活用】 ■観光施設の整備 ■観光イベントの充実 ■地場産品の販売促進 【観光事業の体制強化】 ■観光客誘致・宣伝体制の整備 ■観光イベント・コンシジョン事業の推進 ■観光協会の運営支援
--	---	---	---	--

※「農作物等のブランド化」や「企業誘致」を重点施策とし、同じく、既存企業の市内からの撤退を防ぐため、「既存企業の活性化の促進」の項目を追加しました。

第3章 やさしさとやすらぎがあふれるまち

保健・医療・福祉の充実

市民が生涯にわたり、生きがいを感じながら快適な生活を送ることができる福祉のまちを目指します。

第1節 高齢者福祉 【在宅福祉の充実】 ■在宅介護サービスの基盤の充実 ■在宅福祉サービスの充実 ■介護予防体制の推進 【福祉施設の充実】 ■福祉施設型サービスの充実	第2節 障がい者福祉 【在宅福祉の充実】 ■総合的な推進 ■制度運用・周知の充実 ■生活支援サービスの充実 【福祉施設の充実】 ■福祉施設の充実 ■施設サービスの充実	第3節 子育て支援 【子育て支援体制の充実】 ■推進体制の整備 ■地域子育て支援 ■子育て相談機能の充実 ■児童の健全育成 ■子育て家庭への経済的支援 ■就労の支援や学習活動・機会の充実	第4節 地域福祉 【地域福祉推進体制の整備】 ■地域福祉計画の展開 ■人材育成の推進 【地域福祉活動の推進】 ■社会福祉協議会との連携 ■福祉団体の活動支援 ■多様な市民活動への支援	第5節 社会保障 【国民健康保険制度の健全な運営】 ■経営の健全化 ■医療費の適正化 ■被保険者福祉の向上 ■福祉医療等の助成	第6節 健康づくり 【健康づくり推進体制の充実】 ■健康管理体制の充実 ■健康診断の充実 ■健康増進の充実 ■感染症予防の推進 ■食育の推進	第7節 医療 【医療施設と診療体制の充実】 ■地域医療体制の充実 ■救急医療体制の充実
--	---	---	---	---	---	---

※病院誘致を積極的に進めるとともに、新規及び重点施策として、「第6節 健康づくり」に「がん検診」項目を追加しました。併せて、新規施策として、「食育の推進」、「心の健康づくりの推進」の項目を追加しました。

第6章 みんなが主役の協働のまち

コミュニティの醸成

市民の創意と活力を最大限に活かし、市民自らの手による自発的なまちづくりの構築に向けて、市民と行政との協働体制による透明性の高い市民自治のまちを目指します。

第1節 市民活動への支援 【コミュニティ活動の促進】 ■コミュニティ組織の育成 ■コミュニティ形成の環境づくり	第2節 広報・広聴 【広報体制の充実】 ■広報の充実 ■市民活動との連携 ■市民活動との連携 ■市民活動との連携	第3節 男女共同参画の推進 【男女共同参画社会の形成】 ■計画的な推進 ■推進体制の確立	第4節 地域交流・国際交流 【地域交流の推進】 ■地域間交流活動の推進 【国際交流の推進】 ■国際理解教育の推進 ■交流活動の推進
---	--	--	---

※市民の積極的な行政への参画を呼びかけるものとし、新規及び重点施策として、「縁にこないか事業」を男女の地域交流事業と位置づけ、施策を追加しました。

第7章 安定した行財政基盤による自立したまち

適正な行財政運営

自立性・独自性の高い堅実で無駄のない行財政運営によるまちを目指します。

第1節 行財政運営 【行政運営】 ■効果的な行政運営の推進 ■行政改革の推進 ■人材の育成 ■適正な人事管理の推進 ■組織体制の管理 ■窓口サービスの向上	第2節 広域行政 【広域行政の充実】 ■都市間連携体制の充実・強化 ■共同事業の推進
---	--

※重点施策として、財政の健全化のための「行財政改革」を強力に推進します。